【規程番号　神女大短Ⅳ－014】

神戸女子大学・神戸女子短期大学協定研究取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）が学外の諸機関と連携及び協力して行う研究（以下「協定研究」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　協定研究とは、本学と学外機関（以下「協定研究機関」という。）が効果的かつ効率的な研究の推進を図るため、本学の専任教員（助手を除く）（以下「研究担当者」という。）と協定研究機関の研究者等が共同して行う研究をいう。ただし、学校法人行吉学園神戸女子大学・神戸女子短期大学共同研究取扱規程に定める共同研究による場合を除く。

（実施基準）

第３条　協定研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと学長が認めた場合において実施するものとする。

（申込み）

第４条　協定研究機関は、「協定研究申込書（様式１）」を学長に提出するものとする。

２　研究担当者は、「協定研究計画書（様式２）」を作成し、前項の書類と併せて提出しなければならない。

（承認）

第５条　学長は、前条に定める申込みがあった場合、部局長等会議の意見を聴き、当該協定研究を承認するか否かを決定する。

２　学長は、前項により協定研究を承認した場合、協定研究機関に対し「協定研究決定通知書（様式３）」を送付する。

（研究協定の締結）

第６条　学長は、前条により協定研究の実施を承認したときは、協定研究機関との間で研究協定を締結するものとする。

（研究費）

第７条　協定研究の実施に必要な経費（以下「研究費」という。）は、本学及び協定研究機関がそれぞれ負担するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第８条　協定研究の成果が、特許権、実用新案権、意匠権及び著作権その他これらに準ずる権利（以下「特許権等」という。）の可能性のある場合は、共同研究契約の締結等について速やかに協議するものとする。

（報告）

第９条　研究担当者は、協定研究が終了したときは遅滞なく「協定研究成果報告書（様式４）」を学長に提出しなければならない。

（成果の公表）

第10条　協定研究の実施中に成果を公表しようとするときは、事前に相手方と協議しなければならない。

（事務）

第11条　この規程に関する事務は、総務課（大学庶務担当）において行う。

（改廃）

第12条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成28年9月8日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年5月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附　則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。（事務組織名称の変更）